

○文部科学省令第十九号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十二条、第五十九条（第七十条及び第八十二条において準用する場合を含む。）、第六十八条、第七十七条及び第四百四十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

文部科学大臣 下村 博文

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第五十六条中「欠席している」を「欠席し引き続き欠席する」に改める。

第八十六条中「欠席している」を「欠席し引き続き欠席する」に、「者又は」を「者若しくは」に改め、

「、高等学校に入学していないと認められる者」の下に「又は疾病による療養のため若しくは障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者若しくは学校教育法第五十七条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学し

ていないと認められる者」を加える。

第八十八条の次に次の一条を加える。

第八十八条の二 高等学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第九十六条に次の一項を加える。

2 前項前段の規定により全課程の修了の要件として修得すべき七十四単位のうち、第八十八条の二に規定する授業の方法により修得する単位数は三十六単位を超えないものとする。

第一百三十三条第三項中「第八十一条」の下に「、第八十八条の二」を加え、同項後段中「第九十六条」を「第九十六条第一項」に改める。

第一百三十三条中「前二条」を「第一百三十二条又は第一百三十二条の二」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項前段の規定により全課程の修了の要件として特別支援学校高等部学習指導要領の定めるところにより校長が定める単位数又は授業時数のうち、第一百三十五条第五項において準用する第八十八条の二に規定する授業の方法によるものは、それぞれ全課程の修了要件として定められた単位数又は授業時数の二分の

一に満たないものとする。

第百三十五条第五項中「第八十一条」の下に「第八十八条の二」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

改 正 案	現 行
<p>第五十六条 小学校において、学校生活への適応が困難であるため相当の期間小学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条又は第五十二条の規定によらないことができる</p> <p>第八十六条 高等学校において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者若しくは学校教育法第五十七条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者又は疾病による療養のため若しくは障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者若しくは学校教育法第五十七条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第八十三条又は第八十四条の規定によらないことができる。</p>	<p>第五十六条 小学校において、学校生活への適応が困難であるため相当の期間小学校を欠席していると認められる児童を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条又は第五十二条の規定によらないことができる。</p> <p>第八十六条 高等学校において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席していると認められる生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者又は学校教育法第五十七条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第八十三条又は第八十四条の規定によらないことができる。</p>

第八十八条の二 高等学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第九十六条 校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たつては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、七十四単位以上を修得した者について行わなければならない。ただし、第八十五条、第八十五条の二又は第八十六条の規定により、高等学校の教育課程に関し第八十三条又は第八十四条の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。

2 前項前段の規定により全課程の修了の要件として修得すべき七十四単位のうち、第八十八条の二に規定する授業の方法により修得する単位数は三十六単位を超えないものとする。

第九十三条 (略)

2 (略)

3 第八十一条、第八十八条の二、第八十九条、第九十二条、第九十三条、第九十六条から第百条まで、第一百一条第二項、第一百二条、第一百三条第一項及び第一百四条第二項の規定は、中等教育学校の後期課程に準用する。この場合において、第九十六条第一項中「第八十五条、第八十五条の二又は第八十六条」とあるのは「第八十八条第二項において読み替えて準用する第八十五条、第八十五条の二又は第八十六条」と、「第八十三条又は第八十四条」とあるのは「第八十八条第二項において準用する第八十三条又は第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領」と読み替えるものとする。

(新設)

第九十六条 (同上)

(新設)

第九十三条 (略)

2 (略)

3 第八十一条、第八十九条、第九十二条、第九十三条、第九十六条から第百条まで、第一百一条第二項、第一百二条、第一百三条第一項及び第一百四条第二項の規定は、中等教育学校の後期課程に準用する。この場合において、第九十六条中「第八十五条、第八十五条の二又は第八十六条」とあるのは「第八十八条第二項において読み替えて準用する第八十五条、第八十五条の二又は第八十六条」と、「第八十三条又は第八十四条」とあるのは「第八十八条第二項において準用する第八十三条又は第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領」と読み替えるものとする。

第三百三十三条 校長は、生徒の特別支援学校の高等部の全課程の修了を認めるに当たつては、特別支援学校高等部学習指導要領に定めるところにより行うものとする。ただし、第三百三十二条又は第三百三十二条の二の規定により、特別支援学校の高等部の教育課程に関し第二百二十八条及び第二百二十九条の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。

2 前項前段の規定により全課程の修了の要件として特別支援学校高等部学習指導要領の定めるところにより校長が定める単位数又は授業時数のうち、第三百三十五条第五項において準用する第八十八条の二に規定する授業の方法によるものは、それぞれ全課程の修了要件として定められた単位数又は授業時数の二分の一に満たないものとする。

第三百三十五条 (略)

2～4

5 第七十条、第七十一条、第八十一条、第八十八条の二、第九十条第一項から第三項まで、第九十一条から第九十五条まで、第九十七条第一項及び第二項、第九十八条から第一百条まで並びに第一百四条第三項の規定は、特別支援学校の高等部に準用する。この場合において、第九十七条第一項及び第二項中「他の高等学校又は中等教育学校の後期課程」とあるのは「他の特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校の後期課程」と、同条第二項中「当該他の高等学校又は中等教育学校」とあるのは「当該他の特別支援学校、高等学校又は中等教育学校」と読み替えるものとする。

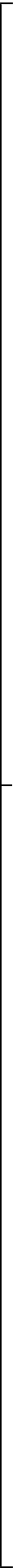
第三百三十三条 校長は、生徒の特別支援学校の高等部の全課程の修了を認めるに当たつては、特別支援学校高等部学習指導要領に定めるところにより行うものとする。ただし、前二条の規定により、特別支援学校の高等部の教育課程に関し第二百二十八条及び第二百二十九条の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。

(新設)

第三百三十五条 (略)

2～4

5 第七十条、第七十一条、第八十一条、第九十条第一項から第三項まで、第九十一条から第九十五条まで、第九十七条第一項及び第二項、第九十八条から第一百条まで並びに第一百四条第三項の規定は、特別支援学校の高等部に準用する。この場合において、第九十七条第一項及び第二項中「他の高等学校又は中等教育学校の後期課程」とあるのは「他の特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校の後期課程」と、同条第二項中「当該他の高等学校又は中等教育学校」とあるのは「当該他の特別支援学校、高等学校又は中等教育学校」と読み替えるものとする。



○文部科学省告示第九十一号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十六条（同令第百八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成することができるところを定める件（平成十七年文部科学省告示第九十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年四月一日

文部科学大臣 下村 博文

本則中「欠席している」を「欠席し引き続き欠席する」に、「又は学校教育法」を「若しくは学校教育法」に改め、「、高等学校に入学していないと認められる者」の下に「又は高等学校において、疾病による療養のため若しくは障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者若しくは学校教育法第五十七条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者」を加える。

○ 学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成十七年文部科学省告示第九十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>次の各号に掲げる学校の種類ごとに当該各号に定める規定によらないで教育課程を編成することができる場合は、文部科学大臣が、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校（以下「小学校等」という。）において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間小学校等を欠席し引き続き欠席すると認められる児童若しくは生徒、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第三号を除き、以下同じ。）を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者若しくは学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者又は高等学校において、疾病による療養のため若しくは障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者若しくは学校教育法第五十七条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認め、当該小学校等を指定する場合とする。</p> <p>この場合において、当該指定に関し必要な事項は、別に文部科学大臣が定める。</p> <p>一～四 （略）</p>	<p>次の各号に掲げる学校の種類ごとに当該各号に定める規定によらないで教育課程を編成することができる場合は、文部科学大臣が、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校（以下「小学校等」という。）において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間小学校等を欠席している</p> <p>と認められる児童若しくは生徒、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第三号を除き、以下同じ。）を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認め、当該小学校等を指定する場合とする。</p> <p>この場合において、当該指定に関し必要な事項は、別に文部科学大臣が定める。</p> <p>一～四 （略）</p>

○文部科学省告示第九十二号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十八条の二（同令第一百十三条第三項及び第三百三十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部が履修させることができる授業について次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十七年四月一日

文部科学大臣 下村 博文

学校教育法施行規則第八十八条の二（同令第一百十三条第三項及び第三百三十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）が履修させることができる授業は、通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、同時かつ双方向に行われるものであって、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると認めたとする。この場合において、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）は、同条に規定する授業を行う科目、総合的な学習の時間又は特別活動について、特別支援学校の高等部は、同令第三百三十五条第五項において準用する同令第八十八条の二に規定する授業を行う教科若しくは科目、道徳、総合的な学習の時間

、特別活動又は自立活動について、それぞれこれらの特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うものとする。

新旧対照表

改正後	改正前
<p>不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等に関する特別の教育課程を編成して教育を実施する学校に関する指定要項</p> <p>平成17年7月6日 文部科学大臣決定 平成21年3月31日改正 平成27年4月24日改正</p> <p>1 趣旨 文部科学大臣は、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校（以下「小学校等」という。）において、<u>学校生活への適応が困難であるため、相当の期間小学校等を欠席し引き続き欠席すると認められる児童若しくは生徒、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者若しくは学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者（以下「不登校児童生徒等」という。）又は疾病による療養のため若しくは障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者若しくは同条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者（以下「療養等による長期欠席生徒等」という。）を</u>対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、当該小学校等を、この指定要項に定めるところにより、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第56条（同令第79条及び第108条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第86条（同令第108条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別の教育課程を編成して教育を実施する小学校等として指</p>	<p>不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校に関する指定要項</p> <p>平成17年7月6日 文部科学大臣決定 平成21年3月31日改正</p> <p>1 趣旨 文部科学大臣は、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校（以下「小学校等」という。）において、<u>学校生活への適応が困難であるため、相当の期間小学校等を欠席していると認められる児童若しくは生徒、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者（以下「不登校児童生徒等」という。）を</u>対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、当該小学校等を、この指定要項に定めるところにより、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第56条（同令第79条及び第108条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第86条（同令第108条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別の教育課程を編成して教育を実施する小学校等として指定する。</p>

定する。

2 小学校等の指定

(1) 不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等に対する特別の教育課程を編成して教育を実施することを希望する小学校等の管理機関（公立学校にあっては当該小学校等を所管する教育委員会、国私立学校にあっては当該小学校等を設置しようとする者又は設置しようとする者）は、文部科学大臣に指定申請書（別記様式1）を添付するものとする（ただし、指定申請書の提出の際に当該小学校等の同意書（別記様式2）を添付するものとする（ただし、指定申請書の提出の際に当該小学校等が設置されていない場合は添付を要しないものとする。））。

(2) (略)

3 実施

指定を受けた小学校等においては、学校教育法施行規則第56条（同令第79条及び第108条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第86条（同令第108条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、教育課程の基準によらない教育課程を編成し及び実施して不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等の実態に配慮した教育を行う。

4～7 (略)

附 則（平成21年3月31日一部改正）

(略)

附 則（平成27年4月24日一部改正）

この要項は、平成27年4月1日から適用する。

別記様式1-1（A4 たて型 横書き）

2 小学校等の指定

(1) 不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施することを希望する小学校等の管理機関（公立学校にあっては当該小学校等を所管する教育委員会、国私立学校にあっては当該小学校等を設置する者又は設置しようとする者）は、文部科学大臣に指定申請書（別記様式1）を添付するものとする。申請書には当該小学校等の同意書（別記様式2）を添付するものとする（ただし、指定申請書の提出の際に当該小学校等が設置されていない場合は添付を要しないものとする。）。

(2) (略)

3 実施

指定を受けた小学校等においては、学校教育法施行規則第56条（同令第79条及び第108条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第86条（同令第108条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、教育課程の基準によらない教育課程を編成し及び実施して不登校児童生徒等の実態に配慮した教育を行う。

4～7 (略)

附 則（平成21年3月31日一部改正）

(略)

(新設)

別記様式1（A4 たて型 横書き）

年 月 日

文部科学大臣 殿
(略)

別記様式1-2 (A4 たて型 横書き)

年 月 日

文部科学大臣 殿

管理機関名

印

指 定 申 請 書

療養等による長期欠席生徒等を対象とした特別の教育課程の編成を、別紙実施計画書のとおり、下記の学校において行いたいので、当該学校の同意書を添えて申請します。

記

学 校 名

年 月 日

文部科学省初等中等教育局長 殿
(略)

(新設)

校長名

所在地

別記様式2-1

別記様式2-2 (A4 たて型 横書き)

年 月 日

学 校 名

印

校 長 名

同 意 書

本校において、別紙実施計画書のとおり、療養等による長期欠席生徒等の実態に配慮した特別の教育課程を編成することに同意します。

別紙

実施計画書

別記様式2

(新設)

別紙

実施計画書

1・2 (略)

3 対象となる児童生徒（どのような不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等を対象とするのか、できる限り具体的に記入すること。また、4（5）の特例を実施する場合等においては、不登校状態又は療養等による長期欠席状態の判断基準をできる限り具体的に記入すること。）

4（1）(略)

(2) 小学校における教科の新設について（該当する場合のみ記入。以下（3）～（5）において同じ。）（なお、中学校・高等学校の場合は、学習指導要領上教科の新設が認められているため記入不要。）

①新設する教科の名称

②新設する教科の目標

③新設する教科の各学年の目標及び内容（教科ごと、学年ごとに記入すること。）

(3)・(4) (略)

(5) 高等学校の全日制の課程・定時制の課程における通信の方法を用いた教育による単位認定について

①単位認定を行う教科・科目
（教科・科目ごとに、名称、単位数、単位数、添削指導・オンデマンド型の授業・

1・2 (略)

3 対象となる児童生徒（どのような不登校児童生徒等を対象とするのか、できる限り具体的に記入すること。また、4（5）の特例を実施する場合等においては、不登校状態の判断基準をできる限り具体的に記入すること。）

4（1）(略)

(2) 小学校における教科の新設について（なお、中学校・高等学校の場合には、学習指導要領上教科の新設が認められているため記入不要。）

①新設する教科の名称

②新設する教科の目標

③新設する教科の各学年の目標及び内容（教科ごと、学年ごとに記入すること。）

(3)・(4) (略)

(5) 高等学校の全日制の課程・定時制の課程における通信の方法を用いた教育による単位認定について（該当する場合のみ記入）

①単位認定を行う教科・科目
（教科・科目ごとに、名称、単位数、単位数、添削指導・面接指導の回数を記入す

面接指導の回数を記入すること)

②認定する単位数の上限 (最大36単位)

③必要な体制等 (できる限り具体的に記入すること。)

- ・添削指導・オンデマンド型の授業・面接指導を実施するために必要な
教職員の配置
- ・添削指導に用いる教材等の準備
- ・オンデマンド型の授業を実施する場合の指導方法
- ・学習の状況や結果の評価方法 等

(6) その他 (上記 (2) ~ (5) に該当しない特例を記入すること。)

(7) ・ (8) (略)

5 特別の教育課程を編成して教育を実施する際の不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等の実態に配慮した指導上の工夫について (できる限り具体的に記入すること。)

- ・教育相談員の配置等、不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等に対する相談体制の整備
- ・教職員による病院や家庭への訪問等を通じた児童生徒や保護者に対する支援

ること)

②認定する単位数の上限 (最大36単位)

③通信の方法を用いた教育を実施するために必要な教職員等の体制 (添削指導や面接指導等を実施するために必要な教職員の配置、添削指導に用いる教材等の準備等についてできる限り具体的に記入すること)

(6) その他 (上記 (1) ~ (5) に該当しない特例を記入すること。)

(7) ・ (8) (略)

5 特別の教育課程編成して教育を実施する際の不登校児童生徒等の実態に配慮した指導上の工夫について (できる限り具体的に記入すること。)

- ・教育相談員の配置等、不登校児童生徒等に対する相談体制の整備
- ・教職員による家庭訪問等を通じた児童生徒や保護者に対する支援

- ・ 学校外の関係機関等との連携
- ・ 不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等の学習状況にあわせ
た少人数指導や習熟度別指導 等

(各事項の分量は、適宜調節して差し支えない。)

別記様式3 (A4 たて型 横書き)

年 月 日

文部科学大臣 殿
(略)

別紙

実施計画変更書

※変更がある箇所のみ記入すること。

1・2 (略)

3 対象となる児童生徒 (どのような不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等を対象とするのか、できる限り具体的に記入すること。また、4 (5)の特例を実施する場合等においては、不登校状態又は療養等による長期欠席状態の判断基準をできる限り具体的に記入すること。)

- ・ 学校外の関係機関等との連携
- ・ 不登校児童生徒等の学習状況にあわせた少人数指導や習熟度別指導 等

(各事項の分量は、適宜調節して差し支えない。)

別記様式3 (A4 たて型 横書き)

年 月 日

文部科学省初等中等教育局長 殿
(略)

別紙

実施計画変更書

※変更がある箇所のみ記入すること。

1・2 (略)

3 対象となる児童生徒 (どのような不登校児童生徒等を対象とするのか、できる限り具体的に記入すること。また、4 (5)の特例を実施する場合等においては、不登校状態の判断基準をできる限り具体的に記入すること。)

4 (1) (略)

(2) 小学校における教科の新設について (該当する場合のみ記入。以下 (3) ~ (5) において同じ。) (なお、中学校・高等学校の場合は、学習指導要領上教科の新設が認められているため記入不要。)

(3) ・ (4) (略)

(5) 高等学校の全日制の課程・定時制の課程における通信の方法を用いた教育による単位認定について

①単位認定を行う教科・科目
(教科・科目ごとに、名称、単位数、単位数、添削指導・オンデマンド型の授業・面接指導の回数)を記入すること)

②認定する単位数の上限 (最大36単位)

③必要な体制等 (できる限り具体的に記入すること。)

- ・添削指導・オンデマンド型の授業・面接指導を実施するために必要な教職員の配置
- ・添削指導に用いる教材等の準備
- ・オンデマンド型の授業を実施する場合の指導方法
- ・学習の状況や結果の評価方法 等

(6) その他 (上記 (2) ~ (5) に該当しない特例を記入すること。)

4 (1) (略)

(2) 小学校における教科の新設について (なお、中学校・高等学校の場合は、学習指導要領上教科の新設が認められているため記入不要。)

(3) ・ (4) (略)

(5) 高等学校の全日制の課程・定時制の課程における通信の方法を用いた教育による単位認定について (該当する場合のみ記入)

①単位認定を行う教科・科目
(教科・科目ごとに、名称、単位数、単位数、添削指導・面接指導の回数)を記入すること)

②認定する単位数の上限 (最大36単位)

③通信の方法を用いた教育を実施するために必要な教職員等の体制 (添削指導や面接指導等を実施するために必要な教職員の配置、添削指導に用いる教材等の準備等)についてできる限り具体的に記入すること)

(6) その他 (上記 (1) ~ (5) に該当しない特例を記入すること。)

(7)・(8) (略)

5 特別の教育課程を編成して教育を実施する際の不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等の実態に配慮した指導上の工夫について（できる限り具体的に記入すること。）

- ・教育相談員の配置等、不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等に対する相談体制の整備
- ・教職員による病院や家庭への訪問等を通じた児童生徒や保護者に対する支援
- ・学校外の関係機関等との連携
- ・不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等の学習状況にあわせた少人数指導や習熟度別指導等

（各事項の分量は、適宜調節して差し支えない。）

(7)・(8) (略)

5 特別の教育課程を編成して教育を実施する際の不登校児童生徒等の実態に配慮した指導上の工夫について（できる限り具体的に記入すること。）

- ・教育相談員の配置等、不登校児童生徒等に対する相談体制の整備
- ・教職員による家庭訪問等を通じた児童生徒や保護者に対する支援
- ・学校外の関係機関等との連携
- ・不登校児童生徒等の学習状況にあわせた少人数指導や習熟度別指導等

（各事項の分量は、適宜調節して差し支えない。）

不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校に関する指定要項

平成17年7月6日
文部科学大臣決定
平成21年3月31日改正
平成27年4月24日改正

1 趣旨

文部科学大臣は、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校（以下「小学校等」という。）において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間小学校等を欠席し引き続き欠席すると認められる児童若しくは生徒、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者若しくは学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者（以下「不登校児童生徒等」という。）又は疾病による療養のため若しくは障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者若しくは同条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者（以下「療養等による長期欠席生徒等」という。）を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認める場合、当該小学校等を、この指定要項に定めるところにより、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第56条（同令第79条及び第108条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第86条（同令第108条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別の教育課程を編成して教育を実施する小学校等として指定する。

2 小学校等の指定

- (1) 不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施することを希望する小学校等の管理機関（公立学校にあつては当該小学校等を所管する教育委員会、国私立学校にあつては当該小学校等を設置する者又は設置しようとする者をいう。以下同じ。）は、文部科学大臣に指定申請書（別記様式1）を提出するものとする。申請書には当該小学校等の同意書（別記様式2）を添付するものとする（ただし、指定申請書の提出の際に当該小学校等が設置されていない場合は添付を要しないものとする。）。
- (2) 文部科学大臣は、申請書に記載された実施計画を審査し、学校教育法等の観点から特段の支障がないと認めるときは、当該小学校等を、特別の教育課程を編成して教育を実施する小学校等として指定する。

3 実施

指定を受けた小学校等においては、学校教育法施行規則第56条（同令第79条及び第108条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第86条（同令第108条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、教育課程の基準によら

ない教育課程を編成し及び実施して不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等の実態に配慮した教育を行う。

4 報告の依頼等

文部科学省は、指定を受けた小学校等における教育の実施状況につき、必要に応じて、報告を求め又は実地に調査することができる。

5 実施計画の変更

(1) 指定を受けた小学校等において当該指定に係る申請書に記載された実施計画を変更しようとする場合には、当該小学校等の管理機関は、あらかじめ、実施計画変更申請書（別記様式3）に、当該小学校等の同意書（別記様式4）を添付して、文部科学大臣に提出するものとする。

(2) 2(2)の規定は、(1)の実施計画変更申請書の提出があった場合について準用する。

6 文部科学大臣の是正措置等

文部科学大臣は、指定を受けた小学校等において実施される教育の内容が指定の趣旨に反すると認めるときは、指導等必要な是正措置を講じ、又は指定を取り消すことができる。

7 経過措置

文部科学大臣は、この決定の日において、この決定の際現に構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第4条第8項の規定による内閣総理大臣の認定（同法第6条の規定による認定を含む。）を受けて特別の教育課程を編成して教育を実施している小学校等を、特別の教育課程を編成して教育を実施する小学校等として指定する。この場合において、当該小学校等の管理機関は、2(1)の規定にかかわらず、指定申請書の提出を要しないものとする。

附 則（平成21年3月31日一部改正）

文部科学大臣は、この改正の日において、この改正の際現に構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第4条第8項の規定による内閣総理大臣の認定（同法第6条の規定による認定を含む。）を受けて高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）第1章第8款に規定する通信制の課程の教育課程の特例に準じた教育課程を編成して教育を実施している高等学校を、特別の教育課程を編成して教育を実施する高等学校として指定したものとみなす。この場合において、当該高等学校の管理機関は、2(1)の規定にかかわらず、指定申請書の提出を要しないものとする。

附 則（平成27年4月24日一部改正）

この要項は、平成27年4月1日から適用する。

別記様式 1 - 1 (A 4 たて型 横書き)

年 月 日

文部科学大臣 殿

管理機関名

印

指 定 申 請 書

不登校児童生徒等を対象とした特別の教育課程の編成を、別紙実施計画書のとおり、下記の学校において行いたいので、当該学校の同意書を添えて申請します。

記

学 校 名

校 長 名

所 在 地

別記様式 1 - 2 (A 4 たて型 横書き)

年 月 日

文部科学大臣 殿

管理機関名

印

指 定 申 請 書

療養等による長期欠席生徒等を対象とした特別の教育課程の編成を、別紙実施計画書のとおり、下記の学校において行いたいので、当該学校の同意書を添えて申請します。

記

学 校 名

校 長 名

所 在 地

別記様式2-1 (A4 たて型 横書き)

年 月 日

学 校 名

印

校 長 名

同 意 書

本校において、別紙実施計画書のとおり、不登校児童生徒等の実態に配慮した特別の教育課程を編成することに同意します。

別記様式 2-2 (A 4 たて型 横書き)

年 月 日

学 校 名

印

校 長 名

同 意 書

本校において、別紙実施計画書のとおり、療養等による長期欠席生徒等の実態に配慮した特別の教育課程を編成することに同意します。

実施計画書

1 学校名

2 児童生徒数（学年ごとに記入。提出の際に学校が設置されていない場合は予定。）

3 対象となる児童生徒（どのような不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等を対象とするのか、できる限り具体的に記入すること。また、4（5）の特例を実施する場合等においては、不登校状態又は療養等による長期欠席状態の判断基準をできる限り具体的に記入すること。）

4 教育課程の内容

(1) 教育課程の基準の特例の概要

(2) 小学校における教科の新設について（該当する場合のみ記入。以下（3）～（5）において同じ。）（なお、中学校・高等学校の場合は、学習指導要領上教科の新設が認められているため記入不要。）

①新設する教科の名称

②新設する教科の目標

③新設する教科の各学年の目標及び内容（教科ごと、学年ごとに記入すること。）

(3) 削減する教科について

- ①削減する教科の名称及び授業時数（教科ごとに記入すること。）
- ②学習指導要領に示す内容のうち、削減する内容及び授業時数。（教科ごとに記入すること。）
- ③削減する教科について、学校教育法又は学習指導要領に示す趣旨やねらい、目標、内容を達成するためにどのような工夫を行うか。（削減した教科内容を新設した教科において教えるなど。）

(4) 学習指導要領に示す各教科の指導内容の異なる学年への移行について

- ①指導内容を移行する教科等の名称
- ②移行する内容及び移行先の学年

(5) 高等学校の全日制の課程・定時制の課程における通信の方法を用いた教育による単位認定について

- ①単位認定を行う教科・科目
（教科・科目ごとに、名称、単位数、添削指導・オンデマンド型の授業・面接指導の回数を記入すること）
- ②認定する単位数の上限（最大36単位）
- ③必要な体制等（できる限り具体的に記入すること。）
〔・添削指導・オンデマンド型の授業・面接指導を実施するために必要な教職員の配置〕

- ・添削指導に用いる教材等の準備
- ・オンデマンド型の授業を実施する場合の指導方法
- ・学習の状況や結果の評価方法 等

(6) その他 (上記 (2) ~ (5) に該当しない特例を記入すること。)

(7) 教育課程表について

※ 別添の表を参考とし、別紙により提出すること。

(8) 適用開始時期について

5 特別の教育課程を編成して教育を実施する際の不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等の実態に配慮した指導上の工夫について (できる限り具体的に記入すること。)

- ・教育相談員の配置等、不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等に対する相談体制の整備
- ・教職員による病院や家庭への訪問等を通じた児童生徒や保護者に対する支援
- ・学校外の関係機関等との連携
- ・不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等の学習状況にあわせた少人数指導や習熟度別指導 等

(各事項の分量は、適宜調節して差し支えない。)

●●●学校 教育課程表（平成〇〇年度）

	各教科の授業時数									道徳	特別活動	総合的 学習の 時間	新設 教科	総 授業 時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画 工作	家庭	体育					
第1学年	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
第2学年	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
第3学年	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
第4学年	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
第5学年	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
第6学年	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

※ 表中のカッコ内には、標準授業時数を記入すること。

担当者名簿

1 学 校

①名 称	
②住 所	〒
③連 絡 先	代表 (内線) 直通 FAX E-mail ホームページURL
④校 長 名	

2 管理機関

①名 称	
②住 所	〒
③連 絡 先	代表 (内線) 直通 FAX E-mail
④担 当 者	(所属・職名等についても記入すること。)

別記様式3 (A4 たて型 横書き)

年 月 日

文部科学大臣 殿

管理機関名

印

実 施 計 画 変 更 申 請 書

別紙実施計画変更書のとおり、下記の学校において実施計画を変更したいので、当該学校の同意書を添えて申請します。

記

学 校 名

校 長 名

所 在 地

別記様式4 (A4 たて型 横書き)

年 月 日

学 校 名

印

校 長 名

同 意 書

別紙実施計画変更書のとおり、本校において実施計画を変更することに同意します。

実施計画変更書

※変更がある箇所のみ記入すること。

1 学校名

2 児童生徒数（学年ごとに記入。提出の際に学校が設置されていない場合は予定。）

3 対象となる児童生徒（どのような不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等を対象とするのか、できる限り具体的に記入すること。また、4（5）の特例を実施する場合等においては、不登校状態又は療養等による長期欠席状態の判断基準をできる限り具体的に記入すること。）

4 教育課程の内容

(1) 教育課程の基準の特例の概要

(2) 小学校における教科の新設について（該当する場合のみ記入。以下（3）～（5）において同じ。）（なお、中学校・高等学校の場合は、学習指導要領上教科の新設が認められているため記入不要。）

①新設する教科の名称

②新設する教科の目標

③新設する教科の各学年の目標及び内容（教科ごと、学年ごとに記入すること。）

(3) 削減する教科について

- ①削減する教科の名称及び授業時数（教科ごとに記入すること。）
- ②学習指導要領に示す内容のうち、削減する内容及び授業時数。（教科ごとに記入すること。）
- ③削減する教科について、学校教育法又は学習指導要領に示す趣旨やねらい、目標、内容を達成するためにどのような工夫を行うか。（削減した教科内容を新設した教科において教えるなど。）

(4) 学習指導要領に示す各教科の指導内容の異なる学年への移行について

- ①指導内容を移行する教科等の名称
- ②移行する内容及び移行先の学年

(5) 高等学校の全日制の課程・定時制の課程における通信の方法を用いた教育による単位認定について

- ①単位認定を行う教科・科目
（教科・科目ごとに、名称、単位数、添削指導・オンデマンド型の授業・面接指導の回数を記入すること）
- ②認定する単位数の上限（最大36単位）
- ③必要な体制等（できる限り具体的に記入すること。）
〔・添削指導・オンデマンド型の授業・面接指導を実施するために必要な教職員の配置〕

- ・添削指導に用いる教材等の準備
- ・オンデマンド型の授業を実施する場合の指導方法
- ・学習の状況や結果の評価方法 等

(6) その他 (上記 (2) ~ (5) に該当しない特例を記入すること。)

(7) 教育課程表について

※ 別添の表を参考とし、別紙により提出すること。

(8) 適用開始時期について

5 特別の教育課程を編成して教育を実施する際の不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等の実態に配慮した指導上の工夫について (できる限り具体的に記入すること。)

- ・教育相談員の配置等、不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等に対する相談体制の整備
- ・教職員による病院や家庭への訪問等を通じた児童生徒や保護者に対する支援
- ・学校外の関係機関等との連携
- ・不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等の学習状況にあわせた少人数指導や習熟度別指導 等

(各事項の分量は、適宜調節して差し支えない。)

●●●学校 教育課程表（平成〇〇年度）

	各教科の授業時数									道徳	特別活動	総合的 学習の 時間	新設 教科	総 授業 時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画 工作	家庭	体育					
第1学年	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
第2学年	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
第3学年	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
第4学年	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
第5学年	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
第6学年	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

※ 表中のカッコ内には、標準授業時数を記入すること。

担当者名簿

1 学 校

①名 称	
②住 所	〒
③連 絡 先	代表 (内線) 直通 FAX E-mail ホームページURL
④校 長 名	

2 管理機関

①名 称	
②住 所	〒
③連 絡 先	代表 (内線) 直通 FAX E-mail
④担 当 者	(所属・職名等についても記入すること。)

17文科初第485号
平成17年7月6日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長
銭谷真美

(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）

このたび、別添のとおり、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成17年文部科学省令第38号）、「学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件」（平成17年文部科学省告示第98号）及び「教育課程に関し学校教育法施行規則の規定によらない場合における高等学校又は中等教育学校の後期課程の全課程の修了の認定について定める件」（平成17年文部科学省告示第99号）が平成17年7月6日に公布、同日に施行されるとともに、「不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校に関する指定要項」（文部科学大臣決定。以下「指定要項」という。）が同日に決定されました。

今回の改正又は制定の趣旨、内容及び留意事項は、下記のとおりですので、十分御了知いただくようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村に、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人に対して、このことを十分周知されるようお願いいたします。

記

第1 趣旨

今回の改正又は制定の趣旨は、不登校児童生徒等の実態に配慮した特別の教育課程を編成する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができるようにするものであり、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第2条第3項に規定する規制の特例措置である「不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業」を、同法の定める手続によらずに実施できることとするものであること。

第2 内容

1 学校教育法施行規則及び告示関係

- (1) 学校生活への適応が困難であるため相当の期間小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校（以下「小学校等」という。）を欠席していると認められる児童生徒、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者又は高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者（以下「不登校児童生徒等」という。）を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合、教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施することができることとする。〔学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第26条の3、第57条の4関係〕
- (2) 教育課程の基準によらないで教育課程を編成することができる場合は、文部科学大臣が、不登校児童生徒等の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認めて小学校等を指定する場合とすること。
〔文部科学省告示第98号関係〕
- (3) 施行規則第63条の2ただし書の規定に基づき、教育課程に関し同令の規定によらない場合における高等学校の全課程の修了の認定について、特別の教育課程を編成して教育を実施する高等学校の指定に係る実施計画に従った教科若しくは科目又はこれらに準ずるものを履修し又は習得した生徒について行うものとする。〔文部科学省告示第99号関係〕
- (4) その他所要の規定の整備を行うこと。

2 指定要項関係

不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する小学校等に関し、以下の項目について指定要項において定めること。

- ① 趣旨
- ② 小学校等の指定
- ③ 実施
- ④ 報告の依頼等
- ⑤ 実施計画の変更
- ⑥ 文部科学大臣の是正措置等
- ⑦ 経過措置（指定要項の決定の際現に構造改革特別区域法第4条第8項の規定による内閣総理大臣の認定を受けて特別の教育課程を編成して教育を実施している小学校等に係る経過措置。）

第3 留意事項

- 1 児童生徒について、不登校状態であるか否かは、小学校又は中学校における不登校児童生徒に関する文部科学省の調査で示された年間30日以上欠席という定義が一つの参考となり得ると考えられるが、その判断は小学校等又はその管理機関が行うこととし、例えば、断続的な不登校や不登校の傾向が見られる児童生徒も対象となり得るものであること。

他方、不登校児童生徒等以外の児童生徒については、特別の教育課程の対象にはなり得ないこと。

- 2 特別の教育課程とは、憲法、教育基本法の理念を踏まえ、学校教育法に定める学校教育の目標の達成に努めつつ、施行規則の定めにかかわらず編成される教育課程であること。

- 3 特別の教育課程を実施するにあたっては、不登校児童生徒等の実態に配慮し、例えば不登校児童生徒等の学習状況にあわせた少人数指導や習熟度別指導、個々の児童生徒の実態に即した支援（家庭訪問や保護者への支援等）、学校外の学習プログラムの積極的な活用など指導上の工夫をすることが望ましいこと。
- 4（1）市町村が新たに設置する高等学校若しくは中等教育学校又は学校法人が新たに設置する小学校、中学校、高等学校若しくは中等教育学校において特別の教育課程を編成して教育を実施することを希望する場合、当該学校の設置認可の前に、特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある学校として指定を受ける必要があること。

（2）市町村が新たに設置する高等学校若しくは中等教育学校又は学校法人が新たに設置する小学校、中学校、高等学校若しくは中等教育学校について、文部科学大臣が指定をした際には、文部科学省はその旨を速やかに、当該学校の設置認可権者（市町村立の高等学校又は中等教育学校については都道府県教育委員会、私立の小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校については都道府県知事）に対して通知することとしているので、その旨留意すること。
- 5 指定を受けた小学校等については、文部科学省ホームページにおいて公表するものであること。

20文科初第8077号

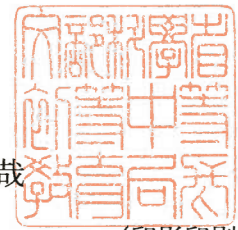
平成21年3月31日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局長

金森越哉



(印影印刷)

高等学校の全日制課程及び定時制課程における不登校生徒に対する
通信の方法を用いた教育による単位認定について（通知）

不登校児童生徒への対応に当たっては、平成15年5月16日付け文科初第255号「不登校への対応の在り方について」を始めとする一連の通知等を踏まえ、関係者において、これまでも様々な努力がなされているところですが、このたび、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第86条に基づく指定を受けることにより、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の全日制の課程及び定時制の課程において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席していると認められる生徒（以下「不登校生徒」という。）を対象として、通信の方法を用いた教育により、一定の範囲内において単位認定を行うことができることとしました。趣旨、内容及び留意事項は、下記のとおりですので、十分御了知いただくようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の高等学校及び指定都市を除く域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、このことを十分周知されるとともに、必要な指導等をお願いします。

なお、本通知は、構造改革特別区域基本方針に基づく特例措置において認定されたものを全国的に実施できることとしたものであり、平成16年3月30日付け15文科総第248号「構造改革特別区域基本方針（平成16年2月24日閣議決定）に基づく特例措置について（通知）」の記2については、今後、本通知によることとします。

記

第1 趣旨

高等学校の全日制の課程及び定時制の課程に在籍している不登校生徒の中には、学習意欲はありながら登校できないために、原級留置、転学、中途退学をせざるを得ない者もあり、このような生徒に対する学習の機会の充実が求められている。このような生徒を対象として、通信の方法を用いた教育により単位認定を行うことを一定の範囲内で認めることにより、学習意欲はありながら登校できない生徒が、原級留置、転学、中途退学することなく不登校状態を解消し、卒業することができるようになることが期待される。

このため、施行規則第86条に基づく指定を受けることにより、高等学校の全日制の課程及び定時制の課程において、不登校生徒を対象として、通信の方法を用いた教育により単位認定を行うことができることとする。

第2 内容

- 1 高等学校の全日制の課程及び定時制の課程において、不登校生徒を対象として、高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）第1章第8款（通信制の課程における教育課程の特例）に定める各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間

数の取扱い等（ラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合の取扱いを含む。）に準じた特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合においては、通信の方法を用いた教育により単位認定を行うことを36単位を上限として認めることとする。

2 1の措置が認められる場合は、施行規則第86条、「学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件」（平成17年文部科学省告示第98号）、「教育課程に関し学校教育法施行規則の規定によらない場合における高等学校又は中等教育学校の後期課程の全課程の修了の認定について定める件」（平成17年文部科学省告示第99号）及び「不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校に関する指定要項」（文部科学大臣決定。以下「指定要項」という。）に基づき、文部科学大臣が当該高等学校を指定する場合とすること。

3 指定要項について所要の改正を行うとともに、その際現に構造改革特別区域法第4条第8項の規定による内閣総理大臣の認定を受けて、構造改革特別区域基本方針に基づく「高等学校全日制課程において不登校状態にある生徒に対するIT等の活用による学習機会拡大事業」に係る規制の特例措置の適用を受けている高等学校について、経過措置を設けることとする。

第3 留意事項

1 通信の方法を用いた教育を実施する体制が不十分である場合、生徒の不登校状態が深刻化することや安易な単位認定が行われること、他の生徒に対する教育の質が低下すること等の弊害が生じることが懸念されることから、通信の方法を用いた教育を実施する場合には、全日制の課程及び定時制の課程の教育を実施するために必要な教職員等の体制に加え、あらかじめ、通信の方法を用いた教育を実施するために必要な教職員等の体制を整備することや、通信の方法を用いた教育を実施する場合の具体的な指導計画を作成すること等が必要であること。

その際には、不登校生徒に対する適切な対応のために、あらかじめ、各学校において中心かつコーディネーター的な役割を果たす教員や、通信の方法を用いた教育を行う

教員を明確に位置づけることが必要であるとともに、研修等を通じた各教職員の資質の向上に努めることが望ましいこと。

2 今回の措置により認められる通信の方法を用いた教育は、学習意欲はありながら登校できない生徒が、原級留置、転学、中途退学することなく不登校状態を解消し、卒業することができるようにすることを目的としていることから、指導を行うにあたっては、不登校生徒の実態に配慮し、例えば、教職員が生徒の状況に応じて家庭への訪問を行うこと等を通じて、その生活や学習の状況を把握し、生徒本人やその保護者が必要としている支援を行うことや、学校外の関係機関等と積極的な連携を図る等の指導上の工夫をすることが望ましいこと。その際には、生徒が学習意欲を持って主体的に学校に通うことができるよう、自らの生き方や将来に対する夢や目的意識について考えるきっかけを与えることのできる指導を行うことが重要であること。

なお、不登校状態を解消し、卒業することができるようにするという目的に鑑み、学習意欲がない者や不登校状態が解消する見込みのない者、学習成果を評価することができないような者等に対して単位認定を行うような安易な運用が行われることのないよう留意すること。

3 高等学校教育においては、教師との対面を通じての触れ合いや生徒同士の集団活動が極めて大切であると考えられることから、通信の方法を用いた教育を実施する場合であっても、対面による面接指導や集団活動等の機会を十分に確保することが望ましいこと。

4 全日制の課程及び定時制の課程においては、施行規則第97条から第99条まで（定時制の課程については第98条及び第99条。以下同じ。）の規定に基づき、同一の高等学校の通信制の課程又は他の高等学校の通信制の課程を併修した場合等に36単位を上限として単位認定を行うことが認められているが、今回の措置により認められる通信の方法を用いた教育による単位認定についても、全日制の課程及び定時制の課程において、通信の方法を用いた教育により単位認定を行うという点において共通するものであることから、今回の措置における通信の方法を用いた教育により認定することができる単位数は、施行規則第97条から第99条までの規定に基づく単位認定による単位数と

合計して36単位までとすること。

- 5 第2内容2の指定には、一定の審査等の期間を要することに留意すること。なお、審査等の円滑な実施のため、指定を希望する場合には、あらかじめ下記担当まで申請内容について相談を行うことが望ましいこと。
- 6 その他、平成17年7月6日付け17文科総第485号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」の記第3留意事項1，2，4，及び5について留意すること。

〔本件連絡先〕

文部科学省 初等中等教育局

初等中等教育企画課 教育制度改革室

高校教育改革係 佐藤、谷垣

（電話） 03-5253-4111（内線2349）

（ファックス） 03-6734-3731

（メールアドレス） syokyo@mext.go.jp